

# 国民年金保険料を納めるのが困難な方は 保険料の免除の手続きを！

③保険料の納付が困難な特別な理由がある方



②所得の少ない方や病気やケガなどで経済的に納付が困難な方



①学生  
(親元の収入が一定基準以下)



免除基準の目安(平成10年度)  
夫婦・子供2人で学生1人世帯の場合

	家族と同居(年収)	家族と別居(年収)
国公立	675万円	740万円
私立	770万円	835万円

などの理由で保険料を未納にしていませんか。  
「払えないからしようがない」そんなふうには思っている方もいらっしゃるのではないのでしょうか。そのまま未納にしておきますと将来年金を受けることができなくなることにもなりかねません。そんな方のために国民年金には免除制度があります。免除は、ご本人が申請し、それが承認されて決定されるものです。

## 免除が認められますと

1. 年金を受けるのに必要な期間(25年)に算入されます。

納付	免除	未納
20年	9年	11年

納付期間だけでは年金は受けられません。免除期間を合わせると25年以上になります。

免除	
40年(480月)	

納付	免除	未納
20年(240月)	9年(108月)	11年(132月)

年金額 (昭和16年4月2日生以後の方  
平成10年度価格、50円未満切り捨て)

$$799,500円 \times \frac{480月 \times \frac{1}{3}}{480月} = 266,500円$$

$$799,500円 \times \frac{240月 + (108月 \times \frac{1}{3})}{480月} \div 459,700円$$

となります。

2. 免除期間の年金額は3分の1となります。

3. 10年前にさかのぼって納めることができます。(通常は2年)生活に余裕ができたなら追納しましょう。

## 免除の承認期間は

申請した月の前月からその年度末までです。

平成11年4月から免除を受けたい方は、5月末日までに申請してください。

## 手続きは

印かん、(学生の場合、学生証、アパート等を貸りている方はその契約書「写」が必要になります)を持参して役場住民課年金係で手続きしてください。

なお、保険料の納付等でお悩みやわからないことがあります。役場住民課年金係へお気軽にご相談ください。

ちなみに、役場住民課年金係が預金口座のある金融機関へお申し込みください。

## 保険料は便利な口座振替で

個人で国民年金の保険料を納めている方は、町が発行する納付書で毎月金融機関(郵便局は除く)へ行って納めるようになっております。

気をつけているようでもうっかり納め忘れしたりして、これがたび重なると保険料も多額になり、滞納に結びついてしまうこともあります。そして、「い

ざ年金が必要」となったときに受給ができないということにもなりかねません。

そんなことにならないよう口座振替にはいかがでしょうか。毎月納めにいく手間がはぶけて納め忘れもなくなり安心です。

手続きは、町から送られた納付書、預金通帳、通帳印をお持ち

### 利用できる金融機関

千	葉	銀	行
千	葉	興	業
京	葉	銀	行
旭	信	用	金
千	葉	県	商
山	武	郡	市
農	業	協	同
組	合	組	合